

徳島県規則第十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第二十六号の三中「~~児童福祉法施行細則~~」を「~~児童福祉法施行細則~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。